

接続料の算定に関する研究会（第6回）議事録

1. 日時 平成29年6月29日（火） 16:26～17:51

2. 場所 総務省10階 総務省第1会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、池田 千鶴 構成員、酒井 善則 構成員
(以上、4名)

② 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、藤野料金サービス課長、
安東事業政策課調査官、堀内事業政策課市場評価企画官、
内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐

4. 議題

- 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書（案）について
- 今後の検討スケジュール（案）について

【辻座長】 それでは、本日は皆様お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「接続料の算定に関する研究会」第6回会合を開催させていただきます。

本日の司会進行を務めさせていただきます座長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、佐藤構成員と関口構成員がご欠席であります。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付されております資料につきまして、確認をさせていただきたいと思っております。では、事務局から確認をお願いいたします。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 それでは、皆様方のお手元に、座席表、議事次第、資料6-1及び資料6-2を配付いたしております。また、情報通信六法を置かせていただいております。ご確認いただき、不足などございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

なお、恐れ入りますけれども、本日、ワイヤレスマイクを使用しておりますので、お手数ですけれども、ハウリング防止のため、ご発言の後にはスイッチをお切りいただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

【辻座長】 それでは、本日の議題でございますが、本研究会にて前回までの議論を踏まえ、事務局において取りまとめた『接続料の算定に関する研究会』第一次報告書（案）について、議論を行います。第一次報告書（案）の内容につきましては、後ほど事務局から説明がありますが、構成につきましては、資料6-1の目次にあるとおり、冒頭の「はじめに」に続きまして、「第1章 電気通信市場の現状」、「第2章 NGNの設備への接続料の適用」、「第3章 NGNの接続料の算定方法」、「第4章 NGNのネットワーク管理」、「第5章 加入光ファイバの接続料の算定方法」、「第6章 報酬額の算定方法」、「第7章 接続料と利用者料金との関係の検証」、「第8章 コロケーション及びその代替措置」、「第9章 接続料交渉の円滑化」、以上の9章に整理されております。末尾に、「おわりに」という形でまとめられております。

本日の進め方ではありますが、最初に事務局から第一次報告書（案）について説明をいただきます。その後、質疑応答を、「はじめに」から第4章までと、第5章から「おわりに」まで、この2つに分けて行います。最後に、「資料6-2 『接続料の算定に関する研究会』検討スケジュール（案）」について、事務局より説明していただきたいと思っております。

それでは、「資料6-1 『接続料の算定に関する研究会』第一次報告書（案）」につい

て、事務局より説明をお願いいたします。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 それでは、「資料6-1 『接続料の算定に関する研究会』第一次報告書（案）」について、ご説明いたします。資料6-1をご覧ください。最初、1枚お開きいただきまして、先ほど座長からご説明がありました目次となっております。この目次の順番に、概要をご説明したいと思います。

1ページ目をご覧ください。「はじめに」というところで、これまでの本研究会での検討の経緯を紹介しております。これは情報通信行政・郵政行政審議会答申での審議会からの要望を踏まえて、総務省において具体的なアンバンドルの在り方についての検証ということで、平成28年12月から次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集及び再意見募集を実施しまして、それを踏まえて、今回、本研究会を立ち上げたところでございます。

2ページをご覧ください。ここからが、「第1章 電気通信市場の現状」でございます。第1章の中で注目すべきところとしましては、4ページの図1-3でございます。図1-3ではフレッツサービスの契約数の推移について図示しておりまして、その中でも青色の部分のフレッツ光ネクストのサービスが少しずつ増えてきています。このフレッツ光ネクストがNGNを使ったサービスでございまして、平成20年3月のNGNの商用サービス開始以降、契約数が増えてきております。それ以前は、Bフレッツ等は地域IP網を使ったFTTHサービスだったのですが、今ではNGNを使ったFTTHサービスということで、FTTHにおけるNGNの役割、重要性が高まってきてございます。

次に、6ページから7ページにかけまして、PSTNマイグレーションの話を紹介しております。本年6月28日に情報通信審議会電気通信事業政策部会において二次答申案についてご審議いただいたところでございます。こちらにつきましては、接続の関係で申しますと、2021年1月頃から、NTT東日本・西日本の光IP電話と各事業者網のIP-IP接続が開始されます。その後、2024年1月からは、加入電話が移行したメタルIP電話と各事業者網のIP-IP接続が開始されます。他事業者発につきましては、この1年前の2023年1月頃、片方向のIP接続が始まるということ、補足として脚注11で紹介してございます。

次に、9ページをお開きください。「第2章 NGNの設備への接続ルールの適用」についてでございます。1ポツ目、NGNの位置付けですが、現行の接続ルールは、電気通信事業法第32条の接続応諾義務に加えまして、第33条で第一種指定電気通信設備との接

継続ルールが規定されております。この第一種指定電気通信設備制度を、ボトルネック設備に着目した特別な接続ルールということで、固定通信事業において、都道府県ごとに50パーセント超のシェアを占める加入者回線を有する電気通信事業者につきましては、接続約款の作成・公表義務、接続会計の整理・公表義務、網機能提供計画の届出義務の、3つの接続関連規制が適用されてございまして、現在、NTT東日本・西日本が、この規制の適用を受けてございます。

NGNについても、現状、第一種指定電気通信設備として指定は受けていますが、10ページの主な意見のところ、今回、NTT東日本・西日本から、NGNについては第一種指定電気通信設備規制は不要であるとのご意見がございました。他方で、競争事業者からは、NGNについて、引き続き第一種指定電気通信設備の規制は必要だという意見がなされたところでございます。

こちらについての考え方は、10ページの(3)の考え方で紹介してございます。現状、都道府県ごとの加入者回線のシェアが50パーセント超のNTT東日本・西日本のF T T Hのサービスの利用者についてI S P事業者がサービス提供する場合や光I P電話の利用者について発着信する通信サービスを他事業者が提供する場合は、NGNと接続することが事業展開上不可欠であると記載してございます。

11ページの「これに関して、」のところですが、「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」の中で整理されているのですが、これからIP網への移行に向けて、NGNはボトルネック性を有するメタル回線と光回線が一体として設置される設備としての性格を強め、NGNへの他事業者の依存性が強まること等から、今後、NGNの重要性・基幹的役割が一層強まると整理してございます。そうしたことも踏まえまして、引き続きNGNを第一種指定電気通信設備に指定し、NGNとの接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するということが必要と整理してございます。

11ページの2ポツが、県間通信用設備の扱いでございます。こちらについては、13ページの(3)の考え方で整理させていただいております。まず、NGNとの接続に関する相互接続点(P O I)の状況ですが、まず、I P o E接続というI S Pの接続につきましては、現在、東京と大阪にP O Iが設置されてございます。これが今回、事業者間協議の結果、平成30年度より、東京・大阪に加え、NTT東日本エリアに7カ所、NTT西日本エリアで5カ所のP O Iを追加する予定となったと記載してございます。

ただし、それでも現状、都道府県単位でP O Iが増設される見通しは示されていないということで、P O Iの設置されていない道府県のNGNの利用者向けにサービスを提供する場合は、県間伝送路を不可避的に利用せざるを得ないと記載してございます。

音声のI P-I P接続、これはP S T Nマイグレーション後のI P-I P接続のことです。こちらにつきましては、事業者間の協議において、東京・大阪でP O Iを設置するということが合意・確認されてございます。この場合にあっても、P O Iの設置場所以外の発着信については、NGNの県間伝送路を不可避的に経由するということになります。

そうした前提がある中で、今回、県間伝送路の不可欠性に関しましては、13ページでまとめておりますが、NTT東日本・西日本では、現状、公募調達での県間設備というのも結構あるということもございまして、公募調達の設備がどれぐらいあるのか、また、NTT東日本・西日本、調達に係らない自己設置の県間設備の利用可能性について、今後の見通しがどれぐらいあるのかといった点について、P O Iの増設見通しとともに、さらに検証を行っていく必要があると記載してございます。

14ページでまとめておりますが、現時点では、第一種指定電気通信設備のうち、NGNは、県内通信に用いられる交換設備、同じく県内通信に用いられる伝送路設備、S I Pサーバ等の付属設備であることを明示し、県間通信のみに用いられるルータ及び伝送路は、先ほどの不可欠性の検証の対象とすべきであるとしてございます。

ただし、NGNというのは、P O Iの数が限定されているという事情もございまして、不可避的に利用せざるを得ないケースというのがございます。そうした場合の県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件につきましては、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であるということもございまして、これについては、下の記載のとおり整理したいと思っております。

1点目が、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続の手続につきましては、第一種指定電気通信設備接続約款において統一的に記載すべきこととする。

2点目が、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続において支払われる金額、こちらにつきましては、NTT東日本・西日本から自主的な取組を検討する考えというのがこの研究会でも示されたところでございますので、現時点では第一種指定電気通信設備の接続約款の記載事項とはせず、まずNTT東日本・西日本による適正性・公平性・透明性を確保する取組を総務省から依頼し、その取組状況について注視し、見直すべき点がな

いか検証を行うという形で整理してございます。

3ポツのPOIの増設につきましては、15ページの(3)の考え方下のところでまとめてございまして、総務省においては、NTT東日本・西日本に対し、POI設置の要望には柔軟に対応することを要請し、引き続き、POIの増設見通しについて注視する必要があるとまとめてございます。

次に、17ページをお開きください。こちらからが、「第3章 NGNの接続料の算定方法」でございます。まず、今、NGNの機能がどうなっているかということで、NGNの商用サービスが開始された平成20年に同じく省令でできた収容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能の接続約款メニューについて、18ページ、19ページで紹介してございます。

まず、18ページの一番上の絵が収容局接続機能でございます。こちらは、NTT東日本・西日本でフレッツ光サービスを提供する場合や光コラボ事業者向けのサービス卸を提供する場合に用いられている機能で、現状、NTT東日本・西日本の利用部門のみが使っている機能でございます。ポイントとしては、接続料の設定単位が収容ルータ1台当たりの値段ということになっておりますので、月額料金が、東日本で119.7万円、西日本で151.5万円という形で、小規模事業者の参入がなかなか難しい状況になってございます。

図3-2が、今度は中継局接続機能でございます。こちらは音声のIP-IP接続でございます。現在、NTT東日本・西日本の光IP電話同士の接続で主に用いられてございます。こちらの接続料につきましても、現状、月額料金が10Gポートの定額接続料ということで、NTT東日本で458.3万円、NTT西日本で404.2万円ということで、なかなか音声で使うには使いづらいという設定単位になってございます。

実際、音声ではどういう接続をしているかというのが、19ページの図3-3で書いているIGS接続機能でございます。これは、NTT東日本・西日本の光IP電話と発着信するために、PSTNのIGS装置を経由してNGNと接続するものでございます。したがって、この接続機能はIP網同士の接続ではないということございまして、こちらにつきましては、今後、中継交換機や信号交換機が2025年頃に維持限界を迎えるとされることに伴いまして、利用できなくなるとされているものでございます。

そうした面で、平成20年に省令で設定されたNGNの機能は、現在、IP-IP接続で接続事業者には利用されていないということで、円滑な接続に貢献してきたとは言いが

たいと、厳しい評価を書かせていただいているところでございます。そうした中で、優先パケット識別機能等が平成28年12月にアンバンドルされ、この機能を使ったサービスがこれから提供されようとしております。

20ページから21ページの図3-5については、現状のISPの接続について紹介してございます。ISPの接続につきましては、IPv4とIPv6に対応したPPPoE接続とIPv6に対応したIPoE接続の2種類がございまして、こちらは現在、接続約款においては網改造料として整理されてございます。

21ページからが費用配賦でございます。NGNにつきましては、複数の機能がございしますが、中継ルータ、伝送路及び収容ルータ（高速制御部の一部を除く。）は共用的に使われる設備でございます。現状、共用的に使われる設備はポート実績トラフィック比を用いて費用按分してございます。ポート実績トラフィック比の算出にあたっては、費用按分の補正としてQoS換算係数と帯域換算係数が考慮されておりまして、それらを紹介したものが、22ページの図でございます。

帯域換算係数につきましては、本研究会において議論がかなりしっかりなされたところでございます。その考え方を25ページで整理してございます。まず現状、設備ごとの網機能を垂直統合して機能としまして、その機能ごとに費用を傾斜配分する帯域換算係数が適用されてきました。ただ、以下の3つの課題というのが出てきたところもございまして、接続料の適正性を確保するために見直しが必要であるとしてございます。

課題の1つ目としましては、異なる事業者が各々NGNの同じ設備を同様に利用する場合に、コストの配分に大きな差が生じているという点です。こちらにつきましてはソフトバンクからプレゼンで紹介していただきまして、NTT東日本・西日本の光IP電話を提供する場合と、ソフトバンクが新しく優先パケットの機能を利用してQoS電話を提供する場合に、同じ設備なのに単価が10倍ぐらい違うという紹介がございました。

2つ目のポイントは、帯域換算係数の導入の経緯としまして、そもそも使用帯域の大きい映像系サービスのコスト負担が増大し、新規参入を阻害することを回避するためと整理されていたのですが、ただ、この点につきましては、映像系サービスにコストを少なく配賦すべき理由が十分コスト論的に説明されていなかったということと、結果として、フレッツ光サービスのコストを削減する一方で、映像系サービスである地上デジタル放送の再送信にはコストはむしろ多く配賦されており、当初想定した効果は生じなかったと記載してございます。

3つ目につきましては、前回の研究会でも池田先生からご指摘をいただいたところですが、スタートアップでトラヒックの小さい機能に大きな傾斜がかかっている。例えば、NGNの優先パケットルーティング伝送機能は、帯域換算係数の適用により、適用がない場合と比べて、NTT東日本で1.1倍、NTT西日本で5.7倍の費用が配賦されたというところがございます。

こうした問題点の指摘を受けまして、26ページの下のとおり、整理してございます。ポイントは、従来の方法を改めて、設備ごとにコストの発生態様に着目した適切なコストドライバを検討することが必要であり、まずはトラヒック量をコストドライバとして用いることとすべきという点でございます。

もう1点が、28ページの図3-10のNGNの機能の見直しで示させていただきましたとおり、現行の接続機能というのが設備ごとの網機能を垂直統合した形になっているものを、これを設備単位で横串に機能を見直すというものでございます。

この目的を27ページの冒頭に書かせていただいたのですが、設備ごとの網機能の単位コストがこれによって明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合にコストの同等性を確保することが可能となるということがポイントでございます。

NTT東日本・西日本からは、先ほどのNGNの共用設備については、コストの発生態様の実態を調査した上で、コストドライバの見直し検討を進めるとのご意見がございました。したがって、両者から提案がある場合には、本研究会でこの点について検討することとしたいと思います。

今回、NGNの機能を横串に見直すということで、新機能の接続料の設定単位については改めて検討する必要がございます。その中でも収容ルータにつきましては、今後、端末系ルータ交換機能に見直されることになるのですが、現状、接続料の設定単位が収容ルータ1台ごとということもございますので、この点については、例えばトラヒック単位や契約数単位で接続料の設定ができないか、検討することが適当であると記載してございます。この点については、総務省よりNTT東日本・西日本に検討を求めることとすべきであると整理してございます。

28ページからが、新しい接続要望への対応でございます。こちらについては、29ページの(2)の主な意見のような要望が出されました。

ソフトバンクからは、接続を使ってVPNを提供する場合や、閉域サービスを法人向け

に提供する要望。また、同じくソフトバンクから、マルチキャストをネットワーク同士の接続で提供することについて、課題を整理してほしいという要望が提示されました。

テレコムサービス協会とJAIPAからは、NGNについて、卸同様にISPが料金設定権を持って提供できるようにしてほしいという要望が提示されました。これは、現在、ISPの接続については、フレッツ区間とISP区間がブツ切り料金という形になっていますので、そこをまとめて料金設定できるようにしてほしいという要望でございます。

考え方を30ページに整理してございます。(3)ですけれども、NTT東日本・西日本においては、こうした要望に対し、接続ルールに即した対応が求められると記載してございます。この点につきましては、NTT東日本・西日本からの回答で、本年4月20日からソフトバンクとの間で協議を開始したという回答があったところでございます。総務省においては、接続協議の進捗を注視し、また、必要に応じ、時宜にかなった制度対応を行うべきである、また、本研究会において、これらの要望に関し、関係事業者から意見を聴取して、引き続き検討を行うとしております。

3ポツ目が、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化でございます。こちらについても、ISPの接続であるIPoE接続と音声のIP-IP接続の2種類がございます。

1つ目のアが、ISPのIPoE接続でございます。こちらは、現状、今、10Gbps、または100Gbpsの単位のポートのみが用意されているということで、小規模事業者がIPoE接続用のゲートウェイルータを介して直接接続で参入することが困難であると。この点については、平成28年11月の情報通信行政・郵政行政審議会からの要望を踏まえ、総務省から要請を出したところでございます。

31ページのイの部分、今度、音声のIP-IP接続でございます。今後、PSTNマイグレーションに伴いまして、2021年1月から光IP電話とのIP-IP接続が始まるということになっておりますが、現在、IP-IP接続をしている中継局接続機能のゲートウェイルータが10Gbpsメニューのポート単位の定額制接続料となつてございまして、この点は、『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～でも、音声通信であるということ considering、例えば1Gbpsや100Mbpsといったメニューが必要になるという提言がされたところでございます。

こちらの考え方につきましては、32ページで整理してございまして、NTT東日本・西日本においては、これまでの審議会の答申を踏まえ、接続事業者からの希望を聴取した上で、接続約款にゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化の料金メニューを設ける

ことが適当であると整理してございます。

4 ポツが、網終端装置の増設基準でございます。こちらは、JAIPA、特にISP事業者にとって、現在深刻な問題だということで、要望が出されたものでございます。図3-11にありますとおり、現在、1契約当たりのインターネットのトラフィックが増大してございます。

33ページの図3-12は、前回の研究会での池田先生のご指摘を踏まえて事務局で作成した資料でございます。NGNのエッジルータにおける実績トラフィックのトレンドでございます。これを見ますと、PPPoE接続の網終端装置のトラフィックのトレンドが大幅に伸びてございます。こういった傾向もありまして、ISP事業者からは網終端装置の増設基準を緩和してほしいといった要望が出ているところでございます。

この点につきましては、NTT東日本・西日本からは、表3-3にありますように、網終端装置の提供メニューを用意し、ルータの種類ごとにメニューが色々異なるのですが、それぞれ増設基準が示されてございます。ただ、この点につきましては、ISP事業者からは、こうしたメニューの存在が認知されていなかったといった指摘がございまして。このメニューがあったとしても、さらに緩和するようなメニューに対して要望が出されているところでございます。

34ページに4つのポツがございまして、こちらがISP事業者からの要望でございまして、NTT東日本・西日本からは、この要望を踏まえて対応していく、メニューについても認知されていなかったもので、そこは周知の仕方を工夫していくという回答があったところでございます。

(3)の考え方ですけれども、2段落目のところで、ポイントとしましては、網終端装置が輻輳した場合には、ISP事業者にとって網終端装置の増設というのは、トラフィックを疎通させるために不可欠でございます。また、速度といったサービスの品質に重要な影響を与えることとなりますので、網終端装置の提供メニューや増設基準が不当に差別的に適用されると、ISP事業者間の公正な競争環境を歪めることとなります。

そのため、ISP事業者がNGNと接続する際の接続条件としまして、網終端装置の増設の考え方、手続、提供メニュー・増設基準等については、ISP事業者と十分協議、ここは団体交渉も含み、この基本的部分を接続約款に規定して、公平性や透明性を確保することが必要という形でまとめてございます。

35ページからが、「第4章 NGNのネットワーク管理」でございます。平成28年1

2月に、優先パケット識別機能と優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされまして、今後、これは音声通信だけではなくて、データ通信や映像配信といったサービスの提供も期待されるところでございます。その場合、優先パケットが大量に流れたときに、NTT東日本・西日本のNGNにおいては、ネットワーク容量の限界もございまして、一定のコントロールをせざるを得ないというケースもあり得るところでございます。

ただ、そのときのコントロールというところが不透明な形で行れたり、不当に差別的に適用されるといったことがないように整理していく必要があるということで、今回考え方を整理させていただきました。

この考え方については、38ページをお開きください。まず、透明性を確保するというところで、NTT東日本・西日本でも適切なネットワーク管理方針を定めるということでございますので、これを定めていただき、公表していただく必要があると書いてございます。

同じく38ページの2段落目ですけれども、このネットワーク管理方針につきましては接続約款に規定するというところでございますので、関係事業者等に意見表明の機会を与え、また、優先パケットの量的規制の根拠の透明性を含めた方針の適切性と実効性を担保する手続が必要であると記載しております。

加えてコントロールするだけではなく、増設も必要になってきますので、「また、」以降では、NTT東日本・西日本において、ネットワーク管理に支障を来さない範囲で、適切な費用負担のもと、増設についても検討する必要があるとまとめてございます。

イの部分が、このネットワーク管理方針の公平性・適正性の確保ということで、4点示しておりますが、この方針を接続約款に規定するとともに、総務省において、これを制度的に担保する必要があるとしてございます。1点目が、優先パケットの利用に当たって、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性の確保。2点目が、接続事業者間の同等性の確保。3点目が、利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間での不当な差別的取り扱いを行うものではないこと。4点目が、通信の秘密を遵守することでございます。

ウの部分は、情報管理の問題でございます。NTT東日本・西日本からは、優先パケットの利用を希望する接続事業者に、優先パケットの利用の用途等の情報を求めたいという意見がございました。接続事業者からこうした情報を求める範囲につきましては、適切なネットワーク管理を行うために必要な範囲に限られるべきである、その範囲の考え方及び

情報を求める手続についても接続約款に規定するものとすべきと記載してございます。さらに、この情報につきましては、NTT東日本・西日本の管理部門と利用部門との間で情報遮断が必要という形でまとめてございます。

39ページからが、今度は「第5章 加入光ファイバの接続料の算定方法」でございます。1ポツが、加入光ファイバの耐用年数でございます。こちらにつきましては、平成28年7月の情報通信行政・郵政行政審議会答申での総務省への要望事項を踏まえまして、総務省からNTT東日本・西日本に要請を行いました。要請の内容としましては、NTT東日本・西日本は、加入光ファイバについて、平成20年度に法定耐用年数から経済的耐用年数に移行しました。この経済的耐用年数を採用したときと同じ推計方法で推計した上で、耐用年数の見直しについて検討してくださいというものでございます。

その検討結果が、40ページの点線の枠の中でございます。表5-1の部分が、この要請を踏まえた推計結果でございます。今回の推計値が、現行の耐用年数と比べまして、大体4、5年延びているという結果が出たところでございます。それにつけ加えまして、NTT東日本・西日本では、表5-2にありますように、7つの確率分布関数を用いまして、この上限と下限の中に現行の耐用年数があることや公認会計士協会の実務指針を踏まえまして、現行の加入光ファイバの耐用年数につきましては、直ちに見直しが必要な状況には至っていないことを確認したと説明がございました。

この点につきましては、考え方において整理させていただきました。42ページをお開きください。42ページの3段落目からでございます。NTT東日本・西日本では、現行の経済的耐用年数が7つの関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から、直ちに耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないとしておりますけれども、7つの関数のそれぞれについて、これを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、その推計結果の最大値と最小値の範囲内に収まっていれば、耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えないと記載してございます。

現行の耐用年数が採用されて、既に10年近くたっております。そうしたことにも鑑みまして、NTT東日本・西日本は、経済的耐用年数の適正な推計方法について、さらに十分検討を行い、設備の使用実態に合わせ、耐用年数の見直しに向けて、早期に対応する必要があると記載してございます。

また、43ページの最後のところ、「以上から、」のところにまとめておりますが、加入

光ファイバの耐用年数の推計方法の検討及び見直しに向けた対応の早期実施について、更に、本研究会において、NTT東日本・西日本側より聴取し、検討を行うこととするとまとめさせていただきます。

2ポツが、分岐端末回線の費用についてでございます。こちらは、戸建て向けのシェアドアクセス方式で用いられている分岐端末回線でございます。こちらにつきましては、KDDIから2点課題が示されました。

44ページをお開きください。まず1点目としまして、利用者解約後に回線撤去する場合の課題です。これは何かと申しますと、ユーザーが解約した後も、家まで引き込んでいる引込等設備につきましては、他社のサービスの提供を受ける場合、これを転用することができますので、基本的には、ユーザーが解約した後であっても、分岐端末回線は残置されてございます。

この場合、接続事業者では、残置された回線撤去をその後したいと思っても、利用者解約後の元の利用者に連絡をとることが難しいため、撤去の手続きができず、接続料の支払いを求められてしまうという問題が提起されて、(2)の主な意見のアの部分で、KDDIからは、NTT東日本・西日本から解約後のユーザーにアクションして、回線撤去できる手続きを設定していただきたいという意見が示されました。

こちらの考え方は、45ページの(3)のアの部分でございます。現在、NTT東日本・西日本とKDDIで協議をしてございます。こちらにつきましては、接続事業者が利用者解約時に回線撤去をNTT東日本・西日本に申し出なかった場合、利用者解約後も接続料の支払いを求められるという点については、改善することが必要であるところ、総務省は、NTT東日本・西日本に対して検討の加速を依頼することとし、その報告を受けて検討結果の検証を行うこととするのが適当であるとまとめさせていただきます。

2つ目の課題、44ページのイの部分でございます。分岐端末回線の接続料負担の課題でございます。こちらにつきましては、今、分岐端末回線の費用が、現行の算定上、償却状況の反映がないということで、下の図5-2のところで書いていますように、(1)の現用回線の場合、(2)の残置回線の場合は、15年を超えても、ずっと償却費を負担し続けることとなります。他方で、(3)のように途中で回線撤去した場合は、15年到達するまでの未償却残高を負担すればいいということで、(1)、(2)のケースと(3)のケースで、分岐端末回線の減価償却費相当の費用負担で差異が生じるおそれがあるという指摘でございます。

こちらにつきましては、KDDIから、45ページの(2)のイの2つの提案がございました。案の1が、耐用年数経過前・経過後で分けて、個別に接続料を設定するというものです。案の2が、分岐端末回線の償却済み比率を算定に反映してほしいというものでございます。

NTT東日本・西日本からは、案の1につきましては、個々の回線ごとに把握する必要があるため、回線管理システムへの追加開発等が発生する可能性が高いということで、慎重な意見が示されているところでございます。

考え方としましては、(3)のイの部分でございます。案の1のように、個別の回線の償却状況を個々の回線の費用負担に反映させた場合は、例えば接続事業者に起因しない張りかえが発生した際に、償却期間をその時点から再設定することになる等、当該事業者のみ費用負担が増加することになりますので、公平とはならない。したがって、償却費の低減分をすべての分岐端末回線の接続料に平均的に反映させることが公平と考えられるということで、ここでは案の2の考え方を基本として、NTT東日本・西日本に対応を求めることとするのが適当であると整理してございます。

47ページからが、「第6章 報酬額の算定方法」でございます。報酬額につきましては、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の3つからなります。この他人資本費用と自己資本費用をどうやって算定するか示したのが、図6-1でございます。

まず、電気通信事業に必要な資産をレートベースという形で整理しまして、レートベースに他人資本比率を掛けたものが他人資本、自己資本比率を掛けたものが自己資本でございまして、さらに、他人資本に他人資本利率を掛けたものが他人資本費用、自己資本に自己資本利益率を掛けたものが自己資本費用でございます。現在、自己資本利益率が他人資本利率よりも高いという事情がございまして、自己資本比率の割合が大きければ大きいほど、報酬額は高くなるという現状でございます。

48ページをご覧ください。自己資本比率と他人資本比率、この資本構成比がどのように決まっているかというものを紹介させていただきます。左側が貸借対照表でございまして、こちらの貸借対照表の簿価から、レートベースをまず算出します。貸借対照表の資産から、電気通信事業に必要な資産をレートベースという形にまとめていますので、レートベースに入らなかった資産は除外されます。除外するときに資本構成のところでも圧縮する必要があるんですけども、現在は有利子負債以外の負債を圧縮するという運用がとられていますので、負債だけが圧縮された結果、自己資本比率が高まる現状でございます。

今回、アの部分でKDDIからの提案は、現状、全てを有利子負債以外の負債から圧縮するのではなくて、固定資産のうち投資その他の資産については、自己資本、固定負債から圧縮することが提案されました。具体的には、繰延税金資産については自己資本から圧縮し、繰延税金資産以外（関係会社株式・投資有価証券等）につきましては、貸借対照表上の自己資本と有利子負債を除く固定負債の比率で圧縮することが提案されました。

こちらの考え方が、49ページの（3）のアでございます。2段落目のところですけれども、繰延税金資産につきましては、関口先生からもご指摘があったところではございまして、税効果会計の適用により繰延税金資産を計上することによって、自己資本比率が上昇することになりますので、繰延税金資産は自己資本から圧縮することが適当であり、現行とられている算定方法を見直す必要があると整理しております。

その下の「他方で、」ということで、繰延税金資産以外（関係会社株式・投資有価証券等）につきましては、自己資本・他人資本、両方から調達する可能性があるということもございまして、KDDIの提案では、自己資本から圧縮しなければならないのか明らかとは言えないということで、なおも検討が必要であると整理してございます。

イの部分につきましては、ソフトバンクから、報酬額を算定するレートベースについては、未利用芯線を除外すべきだという提案がございました。こちらにつきましては、49ページのイのところで整理してございまして、現状、ケーブルの中にたくさんの芯線が含まれておりまして、実際、ケーブル単位で敷設・保守管理が行われていますので、芯線単位では除却・撤去を行うことができないという現状がございます。

50ページをお開きいただきまして、ケーブルの中の未利用芯線が、利用者や接続事業者から申込みがあった際に提供するものとなっている場合には、それらすべての未利用芯線を直ちにレートベースから除くべきと考えることは、現時点において困難であると記載してございます。ここでのポイントは、未利用だからということではなくて、利用見込みのない電気通信事業固定資産であるということが重要ですので、利用見込みのない電気通信事業固定資産について具体的な提案がなされれば、本研究会において再度検討することと整理しております。

51ページからが、「第7章 接続料と利用者料金との関係の検証」でございます。スタックテストの考え方は、53ページの（3）で紹介してございます。

まず、アの部分、価格圧搾への対応と接続料算定との関係でございます。現行のスタックテストガイドラインでは、スタックテストの基準を満たさなかったときに接続料をどう

是正したらいいかという、その方法が示されていないという問題点があるということと、接続料の是正だけが前提になっていまして、利用者料金等の是正の事後措置の話がなかったということもございますので、今回の整理としましては、まず、スタックテストの基準を満たさない場合の接続料を是正する場合の選択肢を第一種指定電気通信設備接続料規則等において示すこととします。この接続料の是正による選択肢によるか、または利用者料金等の是正を図る既存の事後措置によって対処することとすべきということも、考え方として示す必要があると考えております。

3段落目は、接続料の是正による場合の選択肢として、どういうものが考えられるかというものでございます。

1つ目が、接続料の原価と利潤の一部を複数年で回収する繰り延べというものでございます。こちらについては、利用者料金というのが複数年で費用を回収するというものである一方で、接続料というのは単年度主義ということで、接続料の原価利潤というのは1年間の接続料で回収するというところで、期間の違いがございまして、ですから、利用者料金と接続料の費用回収の期間の違いに着目して、スタックテストの基準を満たさないということが考えられますので、そうした場合には、接続料の原価と利潤の一部を複数年で回収する繰り延べというものが考えられるのではないかと考えております。

また、2つ目は、需要・費用等の予測値による将来原価による算定でございまして、こちらにつきましても、利用者料金というのは、需要・費用というものを将来の予測に基づいて算定されるということもございまして、接続料についても同じように、需要・費用を将来の予測による算定に変えるというやり方もあるのではないかと考えております。

3つ目の選択肢としましては、現行の接続料の算定に係る自己資本利益率、こちらについては上限が定まっておりますので、上限の範囲内で自己資本利益率を調整することもできるのではないかと考えております。最後に、こうした選択肢を第一種指定電気通信設備接続料規則等において明示することが適当であるとまとめてございます。

次に、「また、」以降ですけれども、現行のスタックテストというのは、フレッツ光ネクストなどのサービスブランドを単位とした検証では、営業費の基準値が用いられております。具体的には54ページをお開きください。図の7-2ですけれども、営業費の基準値を用いるスタックテストとしまして、接続料の収入と利用者料金の差額が利用者料金収入の20パーセント、これを営業費の基準値としまして、この差分が営業費の基準値よりも大きければスタックテストの基準を満たすという運用をしております。

営業費の基準値を算定するときの営業費ですけれども、営業費の範囲が、脚注51にも書いていますように、過去の情報通信審議会での整理で、現状、販売促進費的なものが除かれています。また、2001年から2005年度の平均値に基づいて算定したもので、データとしても古くなっているというところもございますので、当面は20パーセントは適用するのですが、この20パーセントである営業費の基準値については、改めて検討することが適当であるという形でまとめてございます。

イの部分が、今度はスタックテストの検証の対象範囲でございます。こちらにつきましては、本研究会においては、特に固定電話の基本料とドライカップの接続料の関係をスタックテストの対象にするかどうかという議論がなされたところでございます。

考え方としましては、イの部分の2段落目、利用者料金については、サービス競争がなされている、または、潜在的にその可能性があるものから対象とすることが適当である。ただし、その内容及び接続料の水準の面から、接続事業者にとって十分代替的な機能が別にある機能、サービスの需要が減退し小さくなっているものに関しては、検証の対象外とすることが適当と記載してございます。

具体的には、55ページに書いておりますが、現行ガイドラインの対象となっているもののうち、フレッツISDNの提供に用いられる機能は検証の対象外と考えることが適当としてございます。他方で、議論になっていました加入電話の基本料とドライカップの接続料に関しましては、現時点では検証の対象外とする要件を満たしているとは考えがたい。ただ、今後、メタルアクセス回線の需要というのは一層縮減することも考えられますので、この場合に、代替する機能の接続料等の水準によっては本検証の対象外とすることも考えられますので、まずは2年後を目途として、これについて再度検討を行うことが適当としてございます。

最後に、「また、」以降ですけれども、検証の対象となる接続料につきましては、第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備も使われている場合には、これも含めるべきと記載してございます。これは具体的にどういうケースかといいますと、今後、PSTNマイグレーションで提供されるメタルIP電話とかにつきましては、県間の設備も一体として料金設定をされているということもございますので、こうした場合には、県間の設備につきましても、スタックテストの対象に含めるというものでございます。

56ページからが、「第8章 コロケーション及びその代替措置」でございます。コロケーションについては、課題が5つございます。

58ページをお開きください。1点目が、コロケーションが第一種指定電気通信設備設置事業者の所有でない建物で行われる場合の情報等の開示でございます。表8-2では、NTT東日本・西日本のビル以外に、NTTコミュニケーションズのビルが直近では48ビルございます。このNTTコミュニケーションズのビルについては、今、コロケーションの空き情報等の事前開示がないというところでございます。

この点につきましては、59ページの(3)の考え方で整理されていまして、NTTコミュニケーションズのビルの空き情報の開示がないため、接続事業者は、毎回相互接続点調査の申込みが必要で、時間とお金がかかるといった課題が指摘されてございます。ですので、NTTコミュニケーションズの所有ビルであっても、可能な限り情報の開示が行われる必要があります。

この点につきまして、NTT東日本・西日本からは、スペースについては、空き状況を把握することができますので、スペースの空き情報の事前開示に向けて検討を行っていくと。他方で、電力設備につきましては、その都度、NTTコミュニケーションズに確認をしていく必要がありますので、現時点での事前開示は困難という考えが示されました。この点につきまして、KDDIからは、電力設備につきましては、四半期ごと等に定期的に確認して、その情報を接続事業者向けのホームページ等で開示していただけないかという提案がございました。ですので、まずはNTT東日本・西日本における改善策を注視し、その検討を総務省からNTT東日本・西日本に依頼することとするのが適当としてございます。

2点目が、コロケーションリソースの配分上限量の緩和でございます。こちらにつきましては、62ページをお開きください。ソフトバンクからの要望でございます。設備更改など一時的に二重設置が必要な場合には、設備更改後のリソースの返却等を条件に、一時的にリソースの配分上限量の緩和を求める要望がございました。また、配分上限量自体の緩和、これは62ページの脚注54で、Bランク局とCランク局で、配分上限量が同じ2架でございますので、Bランク局の配分上限量を緩和してほしいという要望でございます。

この点につきましては、関係事業者の意見も集約していく必要があるというところもございましたので、総務省からNTT東日本・西日本に対し、効率的にコロケーションが確保されるよう、対処について検討を依頼していくことが適当としてございます。

62ページの3ポツ目が、コロケーションスペースの確保及びこれが実現しない場合の代替措置でございます。こちらにつきましては、図8-5をご覧ください。Dランク局と

というのがございまして、Dランク局はコロケーションに空きスペースがない状態ということで、コロケーションできないビルでございまして。2017年2月時点で、全国で296ビル存在してございます。

この点につきまして、考え方を63ページで整理させていただいております。まず、コロケーションが確保できない場合は、接続事業者は、サービスの提供やそのエリア展開が困難になるおそれがございます。

ですので、64ページの2段落目、コロケーションスペースの確保については、まず、NTT東日本・西日本による改善策を注視していく必要があるが、コロケーションスペースの確保ができない場所におけるリソースの増強見通しについて、透明化を図ることとする必要があると記載してございます。

これに加えて、コロケーションが実現しない場合の代替措置を確保する必要があると記載してございます。その具体策としては、米国でのバーチャルコロケーションのような事例を参考にしまして、接続事業者のサービス提供に利用する機器をNTT東日本・西日本において設置管理等を行う手続を接続約款に設けることとし、具体的な手続の内容については、まずはNTT東日本・西日本において検討することとするのが適当と整理してございます。

64ページの4ポツ目、コロケーション設備の撤去後の費用負担。こちらはJAIPAから要望のあった6カ月ルールの見直しでございまして。これは何かと申しますと、65ページの図8-6をご覧ください。コロケーション設備を撤去する場合、撤去の申し入れをしてから6カ月間はコロケーション利用料相当額を負担してくださいという運用がなされてございます。これは、事業者間の取り決めに基づいて行われているところではあるのですが、こちらにつきましては、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申でも、この点が指摘されまして、NTT東日本・西日本が追加調査をしまして、設備の撤去から次の新設工事にかかる期間が、6カ月以上かかるということで、この運用が続いているところでございます。

この点、JAIPAからは、このルールの妥当性の検証を本研究会でやってほしいという意見がございました。NTT東日本・西日本からも、この点につきましては66ページで意見が示されておりまして、他の接続事業者の意見も伺いながら、必要な費用負担方法等の見直しについて検討していきたいということでございます。

次に、66ページの(3)の考え方でございまして、ここでのポイントは、現行の6カ

月前ルールというのは、早く設備を撤去した事業者も遅く設備を撤去した事業者も、費用負担が全く一緒ということなので、早く設備を撤去しようというインセンティブが発生しないということが問題ではないかということで、設備撤去を早くした接続事業者には、その分負担を軽減する仕組みを検討することが適当であると記載してございます。

このため、NTT東日本・西日本においては、6カ月分の利用料相当額のコストの詳細を明らかにし、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担のあり方について検討することが適当。また、このルールにつきましても、現状、事業者間の取り決めが根拠ということもございまして、透明性確保の観点から、接続約款に規定することが適当としてございます。

最後に5ポツの機器の故障等に伴う機器交換の手続きでございます。こちらについてもJAIPAからの要望でございまして、機器交換をするときに、スペックダウンをした機器と交換する場合は手続きの柔軟化を検討していただきたいというものでございます。こちらについては、NTT東日本・西日本からも、機器故障等に伴う機器交換の手続きの迅速化について検討していくという回答がございました。

67ページの(3)の考え方としましては、総務省からNTT東日本・西日本に対し、新たに設置する機器のリソースが既存の機器よりも小さい場合などにおいて、相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みの手続きを不要または簡略化すること等について検討を依頼するのが適当としてございます。

長くなりましたけれども、最後、68ページが、「第9章 接続料交渉の円滑化」でございまして。こちらについては、まず、(2)でNTT東日本・西日本から意見がございました。固定電話の発着信にかかる接続料につきましても、他事業者との間で接続料の算定の考え方や具体的な算定根拠等について開示を求めてきたものの、情報の開示に応じていただけない状況というところでもございまして、それゆえ、裁定手続きに係る基準をあらかじめ設けていただくなどの新たなルールの策定について検討していただきたいという意見でございます。

この点については、69ページで、KDDIからも意見がございました。事業規模の違い等から、接続料の水準格差はどうしても出てきますが、協議については、今後も真摯に協議させていただく考えというものでございます。

こちらについての考え方は、69ページの(3)の最後の段落ですけれども、接続料水準の決め方は、別段の合意がなければコスト主義の考え方が効率的であり、裁定基準とし

てこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができるというものでございます。

以上を踏まえまして、70ページと71ページに、「おわりに」ということで、この報告書を踏まえました総務省の対応をまとめてございます。まず、70ページの表ですけれども、この報告書の提言等を踏まえて、総務省において、以下のとおり、告示や省令の改正や、ガイドラインの策定、裁定基準の策定等を行っていくということで、平成29年秋着手と示してございます。

71ページが、今度はこちらは、次の項目について、総務省からNTT東日本・西日本に対して対応を求めるものでございます。平成29年秋に実施ということで対応を求めまして、こちらについて、今後、本研究会でもフォローアップをしていく必要がございます。したがって、最後のまとめとしましては、本研究会においては、NTT東日本・西日本からの定期的な報告を求めるとともに、オブザーバーである関係事業者・事業者団体からの意見聴取を行いつつフォローアップを実施し、必要な検討・見直し等を行っていくこととするという形でまとめさせていただきました。

【辻座長】 これまでの議論を詳細にご報告いただきまして、ありがとうございました。特に3カ月という短い期間でしたけれども、事業者の方々の意見で出てきたものを、うまくまとめていただきました。また、各章が、現状、何が問題かというところから始まりまして、それから、接続の場合は事業者間の意見が一番大事ですので、それぞれの事業者の意見を出していただいて、それを研究会で議論した結果を、考え方という点でまとめていただきました。

それでは、今ご説明いただきましたものにつきまして、大分議論しておりますので、細かい質問等々はもう既に終わっていると思いますが、最後にご質問、コメント等がございましたら、お願いしたいと思います。最初に言いましたように、最初は「はじめに」から「第4章 NGNのネットワーク管理」までについて、何かご質問やコメント等がございましたら、お願いしたいと思います。

【酒井構成員】 本当によくまとまっていて、よくこれだけまとまったなという感じがいたします。ですから、これをこう変えてくれとか、そういうことではなくて、多少感想みたいなことになりますけれども、2つありまして、1点目が、26ページ、27ページあたりに書いてある、帯域あるいはトラヒックというのを新しいコストドライバとしたほうがいいんじゃないかという考え方、これが26ページに書いてありまして、27ページ

には、NTT東日本・西日本がそれをもとに検討して、本当にそれがいいのかどうか考えるという話だと思います。その後、接続料金の設定単位ということで、収容ルータをもっとスタートアップ用に、例えば契約単位とかトラフィック単位にできないかという話があります。これはまず1番目に、トラフィックをコストドライバとするという話が、収容ルータまで含めて大体問題ないとなれば、多分、最後の収容ルータのところも、単位を小さくして契約したとか、あるいはトラフィック単位にするのは、そんな難しい話ではないとは思われます。

ただ、そうはいっても、完全にそうかどうかはわからない。例えば、トラフィック以外に、前の帯域換算係数みたいな、そういった要素も結構あるかもしれない。そういう意見が今度出てきた場合には、例えば収容ルータのところをトラフィック単位にしたところで、決してトラフィックと接続コストあるいは料金が線形関係にはならず、少ない、スタートアップには割高になる形にコスト的にはなるのではないかと思います。ですから、ここに出ているからあれですけども、もしそのようになった場合には、その辺はどうするかということ、最初、非常にトラフィックが少ないところは非常に高い接続コストとなってしまうのかどうか、その辺も含めて考えるべきかなという感じがいたしました。

それから、もう1点、これはNTT東日本・西日本の検討を待つこととなっておりますけれども、例の優先クラスのところ、コンテンツ・アプリケーション・サービスの間で不当な差別的な取り扱いをしないでほしいと。そのような形で38ページに書いてあります。このあたりですけども、そうはいったって、私は音声とほかのコンテンツ、映像等が完全に同じでいいかどうかというのは多少疑問に思っておりまして、本当はそれらが全部同じほうがきれいですけれども、なかなかそうはいかないだろうなという感じがいたします。

そのときに、あまりこのコンテンツはこうする、これはこうすると、もちろん透明性はちゃんとしていなければいけないのですが、あちこちやるより、何かきれいに、音声クラスはこう、その次のクラスはこうと、音声に対してはこういう扱い、その次のクラスに対しては何かこういう扱いという形で、あまりごちゃごちゃするのではなくて、きれいに別のクラスなのだから別の扱いをすると整理いただいたほうが、同じクラスの中でごちゃごちゃやるよりは、むしろ別のクラスだと割り切っていただいたほうがわかりやすいのではないかと思います。これはNTT東日本・西日本がどう検討されるかを見て、そのときに意見を述べたいと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。何かご意見等はございますか。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 収容ルータにつきましては、まずはNTT東日本・西日本に検討をお願いしているということもありますので、そこはどのような形になるかというのは、また改めて、今後検討することになるかと思えます。

優先クラスのところは、今、音声もデータも同じ優先クラスというところにはなっていますが、そこが実際、それ以外のやり方があるかどうかというのは、またNTT東日本・西日本の検討状況も踏まえて検討していきたいと思えます。

【辻座長】 それでは、ご意見等ございますか。なければ、また最後に。

【池田構成員】 まとめていただいて、ありがとうございます。3カ月間、電話網移行円滑化委員会と並行して、この研究会も実施されておりましたので、かなり大変だったのではないかと思います。よく課題を整理していただいたと思っています。

今回の取り組みで、前回、これまで縦のものを横にしたら何がいいことがあるのだということを質問させていただきましたが、そこについては、27ページに書いていただいておりますように、こうすることによって、同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性が確保されるようになるということが、極めて重要な今回のいい成果かなと感じております。

それから、先ほど酒井先生がおっしゃった不当な差別的取り扱いについても、何が不当なのかということについて、議論が今後なされていくのかなと感じておまして、特に優先とかいうことで、高い機能であるとか、あるいは品質が高いということで、合理性があるのであれば、そこで違いを設けることについては、不当な差別的取り扱いにはならないことも考えられるのではないかなという印象は持ちました。でも、今後のご検討を待ちたいと思っています。

それから、あと、トラヒックの増大について見える化をしていただきまして、ありがとうございます。33ページのあたりですね。この状況を見ますと、ISP事業者にとって自社のサービスをいいものにしていくということにおいて、今回の増設基準のルールを明確にしていくとともに、メニューを十分周知されるということが大事であるということが考え方として示された、大変いいことであったと思えます。

それから、あと、県間伝送路については、まだよくわかっていないところがあるのですが、今後検証していくというところで、何を検証していくのかというのがいまいよくわかっていないのですが、13ページで、他方、県間伝送路の不可欠性に関しては、NTT

東日本・西日本が設置しない設備がどれぐらいあり、その後のNTT東日本・西日本の調達に係らない設備の利用可能性というのは、一体何のことを指しているのかというのがよくわからなかったのですが、言葉の意味について説明いただけますと幸いです。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 こちらにつきましては、現状、県間の設備につきましては非公表にはなっているのですが、NTT東日本・西日本では、自前回線を設置して提供するケースと、公募調達で他社回線を使って提供するケースというのがございまして、設備の不可欠性と考えますと、通常、他社から調達している場合は、同じようにほかの事業者であっても調達できるのではないかとこのところ、不可欠性があるとは整理はされていないんですけども、こちらにつきましては、今後、NTT東日本・西日本の自己設置の設備というのがどのぐらい増えていくのか、POIとの関係も含めて、不可欠性というのを改めて検証していくということが必要だという問題意識を書かせていただいたものでございます。

【池田構成員】 これについてはフォローアップしていくということによろしいでしょうか。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 はい。

【辻座長】 それでは、後半の第5章から「おわりに」につきまして、またコメントあるいは印象等でも結構ですので、どなたからでもお願いいたします。

【相田座長代理】 前半を含めまして、これまで行ってきた議論に基本的に沿っているかなと思います。取りまとめされた事務局にお礼申し上げたいと思いますけれども、1点、5章、ページで言いますと44ページの分岐端末回線のあたりで、たしかこの点について、この研究会で議論したときに、私は欠席させていただいたところではないかなと思いますので、確認させていただきたいのですが、44ページのアで、分岐端末回線を残置している、しかしながらその場合、接続事業者では回線撤去をしたくても利用者解約後の元の利用者に連絡をとることが難しいという、このあたりに関係して、この間の契約関係がどうなっているんだというのが気になるのですが、分岐端末回線は、資産としてはNTT東日本・西日本の資産ですよね。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 そうです。

【相田座長代理】 それを最後に使った接続事業者が借用している。で、それが利用者宅に置かれているときに、そういうNTT東日本・西日本の資産が利用者宅に置かれている、その関係というのはどういう位置づけになっているのでしょうか。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 資産としましては、NTT東日本・西日本の資産が、例えば接続事業者のユーザー宅にあるという状態ではあるのですが、それはユーザーとの契約関係が切れたとしても、接続事業者がNTT東日本・西日本から借りた状態でユーザー宅に残置しているという状態になっています。

【相田座長代理】 いや、極端な言い方すれば、物を置かせてもらっているのでショバ代を払うべきなのかもしれないとか、だから結局、そこはもう契約関係が切れたのに、そこに資産が置きっぱなしになっているということが、契約上どう整理されていて、逆にもう邪魔だから撤去してくれとユーザーから言ってきたときには、恐らく当然応じなければいけないという意味では、何らかの意味でつながりをどっちかが持っていなければおかしいのに対して、最近の個人情報保護との関係でもって、契約解除したら基本的にはそのユーザーの情報はできるだけ破棄したいというのが、接続事業者の事情であることはわかるのですが、そういう、物が置かれているという関係で連絡をとることが難しいという状態になっていて、そもそもいいのかというところが気になったので、そこら辺を教えていただきたいという質問だったのですが。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 そこはユーザーの情報の扱いというのを各社どうしているかというところにもかかわってきますし、そこは恐らく事業者によっても違いがあると思いますので、そういった面で、どういう形に運用していくのが一番いいのかというのは、今、NTT東日本・西日本とKDDIで協議はしておりますので、その、今、先生がおっしゃった契約関係も含めて、最終的には考え方を整理していかなければいけないなと思っていますので、そこは協議の結果の報告を受けて、最終的な報告、改めて検証と書いていますので、そこで整理していきたいと思います。

【辻座長】 酒井構成員、池田構成員、何か全体を通じて感想等ございましたらどうぞ。

【酒井構成員】 私も2点、後半でありまして、今、1点は、まさに相田先生もおっしゃったことにほとんど近いんですけども、こちら、KDDIの意見では、自分たちは撤去した後は元の利用者あるいは次の利用者に連絡がとりにくいのでという話があったと思いますし、前回、私、全部NTT東日本・西日本が後を引き取ればいいのかとかなり気楽なことを言いましたが、今度、NTT東日本・西日本の方は、最初、例えば契約していた事業者が利用者との連絡がとりやすいという話があって、どっちかよくわからないので、どっちにしましても、そこは整理していただいて、結果的に合意ができればいいと思います。

もう1つ、最後の接続のところ、これ、いつもこういう言い方がされてきたんですけども、確か接続交渉ですね。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 はい。68ページ。

【酒井構成員】 KDDIのご意見は、事業規模の違いで、どうしても接続料の格差が出てくるということでした。今後、ちゃんと検討していくということで、書いたことはそれで構わないと思いますが、大元で言うと、接続料を安くするというモチベーションがあまり働かないのではないかなという。携帯料金もそうでしたけれども、接続料というのは、どうせ相手が払う料金で、自分が相手に言えば相手の会社からもらえる料金で、自分の加入者から取るわけではないので、このあたりは素直に、コストの公開を行ったところで、接続料を安くするというモチベーションが働きにくいのではないかなという気もいたしまして、何かそれも考えていかないと、どうしてもこういう話がしょっちゅう出てくるのではないかと思っております。

【辻座長】 ありがとうございます。

【池田構成員】 今、酒井先生がおっしゃった着信ボトルネックの市場支配力といいますか、着信側なので、電話をあの人にかけていたいと思うけれども、値段が高いからほかの人に電話をかけるということはおよそあり得ないので、高い値段の接続料を下げるインセンティブがないというのは、多分、おっしゃるとおりだと思います。なので、その下げるインセンティブがないことを、コストの資料をなるべく透明化していただいて、どれぐらい利潤を上げているのかということの検証可能性がある状況の一つの第一歩が、今回の取組なのかなと感じております。

それから、スタックテストのことについて、大変よく整理していただきまして、ありがとうございます。スタックテストの基準を満たさなかったときにどういう手段がとり得るのかということで、整理されているように、接続料を下げるか、あるいは利用者料金を上げるかという2種類の方法が、スタックテストの基準を満たさないという場合に考えられる方策ですが、それについて対応を整理することは、とてもよかったと思います。

営業費の範囲について、現状ではサービス立ち上げ期の営業費がかかり過ぎるところで、除くことになっていますが、これも今後の検証の対象になるという理解でいいのでしょうか。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 営業費の範囲につきましては、池田先生から前回からそこはご指摘をずっといただいているところですし、実際、5年間の平均という形をと

っていますので、単年度で見たときの販促費が上がっているところだけを見ているわけではなくて、5年平均というところで見れば、ある程度ならされたところもあると思いますし、実際、接続料原価から除いたコストでもありますので、その営業費の範囲とデータを含めた基準値についての検討というのはセットでやっていくものだとして認識しております。

【池田構成員】 わかりました。

【辻座長】 それでは、どうもありがとうございました。今の議論を伺っておりますと、幾つかご質問が出たもので、県間伝送路の問題とか、あるいは分岐端末回線の残置の問題、それから接続料をどう安くするかというのは、今、一般論ですけれども、池田先生がおっしゃった着信の場合ですね。これは着信のコールターミネーションという、これからの自由化、規制緩和の大きな問題が残っております。

先ほどの議論を受けまして、本報告書案をどのように修正するかは、座長である私に任せていただきたいと思います。できるだけ読まれた方が議論の本質がわかるように書き加える形で修正したいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、あとは事務局と取り計らって、先ほどいただいた質問やご意見を元に、わかりやすい形で後に残るようにさせていただきたいと思います。

それでは、修正を加えたものを本研究会の第一次報告書（案）として取りまとめ、事務局において準備ができ次第、第一次報告書（案）を公表していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から「資料6-2 『接続料の算定に関する研究会』検討スケジュール（案）」について、ご説明お願いいたします。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 それでは、「資料6-2 『接続料の算定に関する研究会』検討スケジュール（案）」をご覧ください。

本日の第6回研究会で、第一次報告書（案）についてご審議いただきましたので、予定としましては、今後7月1日から7月31日までの間、この報告書（案）の意見募集の手續に付したいと思います。その後、9月上旬の第7回研究会で報告書を取りまとめという形にさせていただきまして、報告書を公表する予定です。その後、報告書を踏まえまして、総務省では省令・告示・ガイドラインの改正等の作業を行うとともに、本研究会においても、報告書のフォローアップ、ヒアリングなどを実施していただくというステップを踏んでいきたいと思っております。

【辻座長】 ありがとうございました。それでは、もし修正がある場合には、構成員の

皆さんには確認をいただきたいと思います。

それでは、これをもちまして、第6回の会合を終了させていただきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以上